

# 使用済み蓄電池リサイクル関連法制定と今後の行方

## Legislation Relating to the Recycling of Used Batteries and Its Prospects

福島 直\*

Naoshi Fukushima

### Abstract

Recycling of used batteries has long been promoted mainly by battery manufacturers so as to advance effective use of resources together with suppression of waste. Times have changed, however, and the recycling scheme is now transforming its nature —like in the case of automobile— from recovery of valuables to recycling of waste. In such a tough situation, the State is making efforts to structure a recycling-oriented society, in which the State established [Basic Law for Recycling-Oriented Society] this year thereby suggesting how measures concerning waste and recycling should be hereafter; and the State is also scheduled to amend laws concerning varied wastes and used industrial products in 2001. When it comes to used batteries, the recycling scheme is required to be configured in which citizens and local governments cooperate with the voluntary efforts of corporations for effective recycling, and a reexamination program of conventional recycling system has begun to this end.

### 1. はじめに

小淵内閣によりスタートした行政改革の二本柱と言われる景気回復対策と環境対策は、新政権によって引き継がれ完成を間近に控えている。特に環境対策は、過去から問題視されてきた数々の事項に対応すべく関連法が改定されることで解決の糸口が鮮明となってきた。

### 2. 環境関連法の強化と規制緩和

我が国の法律は問題発生に伴って改定されることを繰り返し完成度を高め、最近ではオウム犯罪による宗教関連法の改定、少年犯罪の増加による青少年育成関連法の改定等が一般的に知られている。

使用済み蓄電池処理に関連する廃掃法もこの例に漏れず、栃木県の廃棄物業者によって不当に海外に輸出された廃棄物が、輸出先国の摘発により日本に送り返されたことは衆知のことである。この事は日本人として恥ずべき行為であるが、この事件をきっかけとして更に規制を厳しくする方向で改定案がまとまろうとしている。全ての人が良識者であるなら

ば厳しい法は不要であるが、悪徳者が少数でも存在する限り法は厳しくならざるを得ない。

今回の行政改革の目玉は何と言っても国民全てを一定の枠で括るのではなく、良識者に対しては規制緩和の措置を講じ、厳しくなる法の適用を除外する道が設定されていることである。廃棄物の抑制と有用資源のリサイクルの為に努力を続けてきた我々の蓄電池リサイクル活動についても、従来法の改正（緩和措置）による支援が得られる状況が霧の向こうに見え始めた。この改正は、廃掃法というたがの為に法的・費用的に問題を抱えていた我々蓄電池製造関係者への救世主になる可能性が高く、良識者に対する適切なる処置と言われている。

### 3. 法律の改定内容

#### 3.1 蓄電池リサイクルに対応する従来からの法律とは

使用済み鉛蓄電池は鉛原料としてリサイクラーに買い取られている。「買い取られる」すなわち「売れる」のである。従って、通常それらは有価物と思われるが我が国の法律（通称、廃掃法）では回収・処理コストが売却価格より高い場合は廃棄物と判断される。

横浜で発生した使用済み鉛蓄電池を千葉の精錬所

\* 環境管理室

に運びリサイクルする場合は有価物であっても同様な物を秋田の精錬所に運んだ場合は運賃の上乗せにより廃棄物になってしまう。その上、鉛の相場価格の変動因子も加わり、有価物か廃棄物かの判断が難しい場合が多くなっている。また、有価物の場合は「貨物自動車運送事業法」が、廃棄物の場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が適用され、同一品の運送にも関わらず経費によって適応する法律も異なってしまうのが現在の状況である。

3.2 蓄電池リサイクルに対応する法律の改正とは  
弊社は、(社)電池工業会を通じ、使用済み鉛蓄電池の再資源化には、有価物・廃棄物問わずに一定の基準で対応出来る廃棄物・リサイクル対策の総合化が不可欠であることを述べて来たが、本年6月には「循環型社会形成推進基本法」が公布され、廃棄物処理法、再生資源利用促進法、その他各種リサイクル法の改定がその法によって示された。

### 3.3 循環型社会形成推進基本法とは(環境庁ホームページより)

廃棄物処理法は、平成3年(廃棄物の「排出抑制」と「再生」の追加)と平成9年(廃棄物の再生利用認定制度の新設)に改正されている。また、平成3年リサイクル促進のための「再生資源利用促進法」、平成7年「容器包装リサイクル法」、平成10年「家電リサイクル法」も新たに設けられ、一方では、事業者の自主的・主体的な取組の促進によりそれらの拡充整備が図られてきた。しかし、次のような課題に直面し、これが社会問題化してきており、廃棄物・リサイクル対策の一層の拡充・強化は、一刻の猶予を許さない状況である。

- ・廃棄物発生量が高水準で推移  
近年、一般廃棄物約5千万トン、産業廃棄物約4億トンの高水準で推移。
- ・更なるリサイクルの推進の要請  
平成8年度で、リサイクル率は、一般廃棄物約10%、産業廃棄物約42%。
- ・廃棄物処理施設の立地の困難性  
最終処分場残余年数(平成8年度)は、一般廃

棄物で8.8年、産業廃棄物で3.1年。

特に直近時(平成11年9月末現在)の産業廃棄物の最終処分場の残余年数は、新規立地件数の激減もあり1.6年に減少。

#### ・不法投棄の増大

平成10年度に1,273件と平成5年度の4.6倍に増大。

このため、廃棄物・リサイクル対策の基本的枠組み法として次のような内容の循環型社会形成推進基本法を策定し、国が講じようとする施策等を明らかにしていくこととしている。

- ・循環型社会の構築に関する基本理念
- ・国、地方公共団体、事業者及び国民の責務の明確化
- ・計画の策定とそのフォローアップ

これにより、廃棄物・リサイクル対策の整合性ある推進の枠組み(施策の優先順位の確立、廃棄物の優先的なリサイクル利用の推進等)が整備され、個別法に基づく関連施策は、基本法に沿って総合的・計画的に遂行され、加えて、国、地方公共団体、事業者、国民の循環型社会構築に向けた整合性ある取組の方向が示されることとなる。

### 3.4 廃棄物処理法、再生資源利用促進法、各種リサイクル法の検討内容

#### 3.4.1 廃棄物処理法等の改正

改正の内容は、以下の通りである。

##### 1) 廃棄物の減量化対策の推進

- ・国の基本指針、都道府県の計画など計画的な取組の推進

##### 2) 排出事業者の責任の徹底とそのための規制の強化

- ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の見直し
- ・不法投棄等の原状回復等に係る措置命令の強化等

##### 3) 公共関与による産業廃棄物の処理体制の整備の促進

- ・廃棄物処理センターの要件緩和、優良な民間施設への支援等

### 3.4.2 再生資源利用促進法の改正

改正の内容は以下の通りである。

- 1) 製品のリデュース（廃棄物の発生抑制）・リユース（再利用）対策の推進
  - ・製品についての省資源化や長寿命化を促進
  - ・回収した製品から抽出した部品等の再利用や再利用に配慮した製品設計を促進
- 2) 副産物（産業廃棄物等）のリデュース・リサイクル対策の推進
  - ・生産工程の効率化等による副産物の発生抑制やリサイクルについて、事業者の計画的な取組を促進
- 3) 事業者による分別回収・リサイクルの推進
  - ・効率的で実効性のある場合には事業者による製品の分別回収・リサイクルを推進
- 4) 分別回収のための表示の推進
  - ・紙製容器包装，プラスチック製容器包装についてリサイクルのための分別回収の表示を義務付け

### 3.4.3 各種リサイクル法の整備

以下の法の整備を行うこととしている。

- 1) 建設工事に係る特定資材の再資源化等に関する法律案（仮称）
- 2) 食品廃棄物再商品化法案（仮称）
- 3) グリーン購入法案（官公需等についての環境負荷低減製品等への需要の転換の促進に関する法律案）（仮称）

## 3.5 蓄電池リサイクル関係法

### 3.5.1 蓄電池リサイクルに直接関与する法改定部分

前3.4項の内、「3.4.2.再生資源利用促進法の改正」が蓄電池リサイクルに直接関与する法改定部分である。従来の「再生資源利用促進法」ではニカド電池にはスリーアローマーク（リサイクルマーク）を付けることのみが規定されている。

### 3.5.2. 「再生資源利用促進法」の改正内容

「再生資源利用促進法」は改正され「資源有効利用促進法」として2001年4月に交付され、即日施行されることが閣議決定している。

「資源有効利用促進法」は事業者の自主的リサイクルを支援する法律と考えれば理解し易く、蓄電池のリサイクルのように現在の社会構造の中では正当なリサイクル活動であっても、法的整備が遅れている為に、廃掃法下では違法行為となるような場合、現行のリサイクルシステムを国に報告し、それが認められれば違法行為とはならないというような法律と考えれば良いのである。法的要件を満足させる為に必要以上の経費を要したり、システムの運用についても複雑な届出、結果報告及び必要許可取得等の条件を満たさなければならない為に、システム全体が複雑化してしまうような問題も解決出来ることになる。

「資源有効利用促進法」から蓄電池リサイクルについて関連部分を抜き出し分かり易くまとめると以下のようなようになる。

- 1) リサイクルすることが経済的・技術的に可能である物を指定再資源化製品として政令で指定する。（二次電池は政令指定される）
- 2) 指定再資源化製品の製造販売事業者（指定再資源化製品の製造販売業者，それらを機器の部品として使用する製品の製造販売事業者，それらの輸入販売事業者）を指定再資源化事業者という。
- 3) 指定再資源化事業者は自らリサイクルルートを構築し，所轄大臣に届け出認可を得ることで，廃掃法の緩和措置を受ける事が出来る。
- 4) 指定再資源化事業者であっても自らのリサイクルルートを持たない者は国からの勧告を受けることになる。
- 5) 費用は，事業者一次払いの最終ユーザー負担を原則としてシステム内で徴収方法を定めることが可能となる。
- 6) 公正取引委員会の許可を受けることが出来る。

図1は，現行の自動車電池のリサイクルフロー，図2は上記1~6を現行システムに適合させた場合の仮想リサイクルフローである。この最大の改善点はリサイクルの責任分担が蓄電池メーカー単独から自動車メーカー・輸入業者を加えた複数になることで

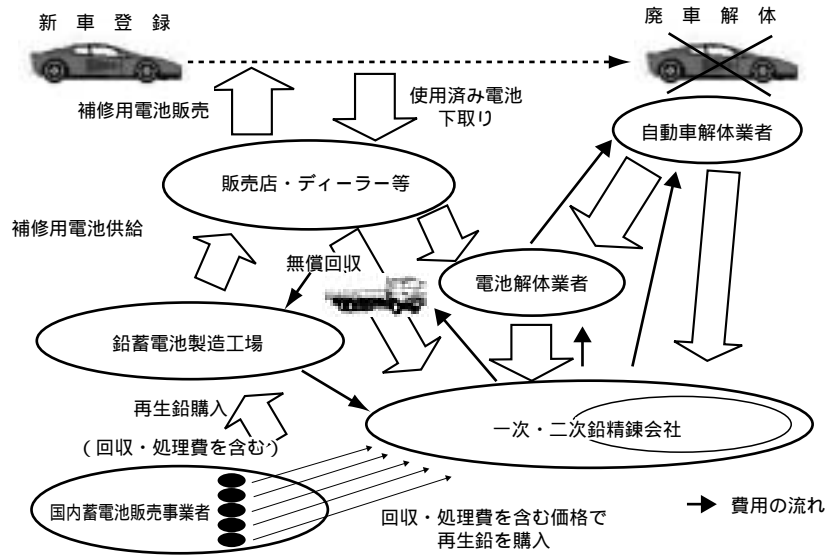


図1 現行の自動車用蓄電池リサイクルシステムフロー  
Fig. 1 Flowchart for the current recycling system of car batteries

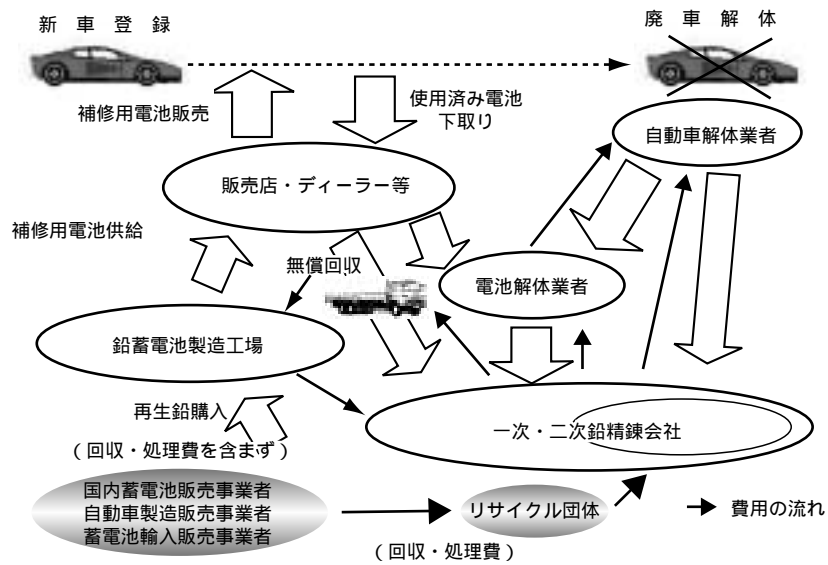


図2 再生指定製品としての自動車用蓄電池リサイクルシステムフロー  
Fig. 2 Flowchart for the recycling system of car batteries when designated as recycling products

ある。

#### 4. 今後の蓄電池リサイクルの行方

「資源有効利用促進法」の政令では「二次電池」が再生指定製品に指定される。しかしながら、当面、当該二次電池とは、回収率が低迷し、何らかの施策が急務となっている小形二次電池（ニカド・ニッケル水素・リチウムイオン・小形シール鉛の4種類の小形二次電池）を示すとの解釈である。しかし、別に産

業構造審議会で検討が開始されている自動車リサイクル関連法の制定に伴い、自動車・産業用蓄電池も小形二次電池同様に考える必要があり、それらも政令で再生資源製品とすることが蓄電池メーカーの自主的リサイクルを更に推進することになるとの判断の元に（社）電池工業会でも検討が開始されている。すべての二次電池リサイクルを完成させる為には、自動車・産業用蓄電池についても2003年の自動車関連リサイクル法施行に歩調を合わせ、小形二次電池リサイクルシステムと同様なシステムを第二段階

### 使用済み蓄電池リサイクル関連法制定と今後の行方

として完成させられるか否かが今後の蓄電池リサイクルのキーポイントとなる。

作って売るだけの時代は終わろうとしている。自己の製品については使用済み品についても責任を持つ配

慮が企業が生き残る条件にもなっている現在，我々のリサイクル活動はユーザーにも評価されるであろう。またその行為によって得られる信用が厳しい競争に打ち勝っていく大きな武器にもなると信じている。